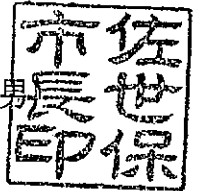


外務大臣 岡 田 克 也 様

佐世保市長 朝 長 則 男



いわゆる「密約」調査報告書を踏まえた今後の対応について（依頼）

去る3月9日、いわゆる「密約」に関する調査結果の報告がありました。

このうち、佐世保市と最も関連の深い「核持ち込みに関する密約」につきましては、貴省の報告において、文書としての「密約」は存在せず、また、安保条約改定当時、事前協議の必要はないという米側の考えに対し、日本側としては、事前協議の対象となるという点において、「日米間で認識の不一致があった」とされております。

これを受けての有識者委員会の報告書では、この両国間の「認識の不一致」を知った後も改めることなく、核搭載艦が事前協議なしに寄港することを黙認することにより、「暗黙の合意」という「広義において密約が存在した」と結論付けられており、政府とされても、同委員会報告を追認されているところであります。

これらの調査結果発表の際、貴台は、今後も非核三原則を遵守するとともに、現在、我が国に寄港・領海通過する米艦船には核兵器の搭載はないと明言されました。

歴代の佐世保市長は、日米安保体制に基づき米海軍佐世保基地が本市に所在することから、米艦船の入港等にあたっては、これまでの国の説明を信じ、それを拠り所として市民に国防政策への理解と協力をお願いしてきたところであります。

日常的に米軍基地と接する市民の不安を払しょくし、安全と安心をゆるぎないものにすることは、政府の責務であると考えます。

しかしながら、今般の調査に関する貴省の説明では、いまだ市民の納得を得られる状況には至っておりません。

つきましては、調査報告書を踏まえた今後の対応について、別紙のとおり、疑義並びに確認したい点が生じておりますので、政府として誠意をもってご回答いただきますようお願いいたします。

以 上
(基地政策局)

(別紙)

いわゆる「密約」調査報告書を踏まえた今後の対応に係る質問事項

- 1 事前協議制度に基づく核持ち込みに関し、政府は、日米間で認識の不一致があることを認めているが、今後どのように対処するのか。
- 2 政府として、1991年のブッシュ声明及び1994年のクリントン声明をもとに、米軍艦船が核兵器を搭載していないことに疑問を抱いていないと発言されている。一方で、米国が「NCND（否定も肯定もしない）政策」をとっていることについても触れられている。政府は、寄港する米艦船が核兵器を搭載していないことをどのように担保するのか。
- 3 3月9日の本市への説明の際、非核三原則と有事の際の対応については、明らかに説明不足であった。岡田外務大臣は、「有事の際は、米軍の核持ち込みを排除できない」との認識を示されている。非核三原則の遵守と有事の際の対応との整合性をどのように図るのか。

以 上

平成 22 年 4 月 5 日

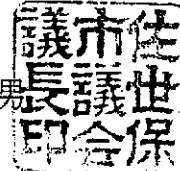
外務大臣

岡 田 克 也 様

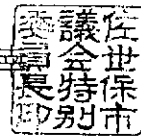
佐世保市議会

議 長

浦 日出男



基地対策特別委員長 永山 正幸



佐世保市政の推進につきましては、かねてより格別のご指導、ご支援をいただき、厚くお礼を申し上げます。

私ども佐世保市議会は、基地を擁する自治体の議会として、国防という国策に協力することを基調としているところでございます。

さて、今般、いわゆる「密約」に関する貴省の調査結果及び有識者委員会の調査結果につきまして、貴省より報告がなされました。

しかしながら、本市に対する貴省の説明では、いまだ市民の安全、安心感が得られるための状況には至っていないものと考えております。

つきましては、今回の貴省からの報告を踏まえた今後の対応について、別紙のとおり、意見書に質問事項を添えて提出するものであります。

特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

いわゆる「密約」調査報告書を踏まえた
今後の対応に関する意見書

いわゆる「密約」調査報告書を踏まえた今後の対応に関する意見書

去る3月9日、いわゆる「密約」に関する調査結果の報告がありました。

外務省の報告書によると、密約という文書の形では存在せず、安保条約改定当時、事前協議の必要はないという米側の考えに対し、日本側としては、事前協議の対象となるという点において、「日米間で認識の不一致があった」とされております。

また、有識者委員会の報告書では、「広義において密約が存在した」と結論付けており、政府とされても、同委員会報告を追認されております。

今般の調査に関し、外務大臣は、「国民に理解され信頼される外交を進めるため」と調査の意義を説明されており、その主旨は理解するところであります。

調査結果発表の際、外務大臣は、「今後も非核三原則を遵守する。また、現在、我が国に寄港・領海通過する米艦船には核兵器の搭載はない。」と明言されました。

しかしながら、本市に対する外務省の説明では、有事の場合に関する考え方など、なお課題を残すものがあり、市民の納得を得られる状況には至っておりません。

よって、政府におかれましては、米海軍佐世保基地が所在することにより、日常的に米軍基地と接する市民の不安を払拭し、安全と安心をゆるぎないものにするためにも、別紙のとおり添付いたしております議会の問い合わせについて、誠意をもって回答し、説明責任を果たすよう要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年3月25日

佐世保市議会議員

浦 日出男



質 問 事 項

1. 佐世保港内あるいは市内米海軍施設への核兵器の持ち込みは、91年以前、91年以後今日までであったのか。
核持ち込みがあったともなかったとも断言できないとすれば、佐世保港への核持ち込みはなかったと言い切れないということか。
2. 密約による事前協議に関する解釈の違いを一致させるという考え方をしているのか。現状のままとすれば、持ち込みは米側の意向により可能であると判断すべきなのか。
また、そうした場合、我が国の非核三原則との整合を法制化を含めどうするのか。
3. 今後の米海軍艦船寄港に関し、核兵器搭載の有無をどのような手法で確認し、どのような説明責任をとるのか。
4. 安全保障に関連する情報等を、国民にしかるべきタイミング（30年後公表）で知らせるルールを作る考えはあるのか。
5. 米海軍佐世保基地に関連して、公表されていない特別の取り決めはないのか。あるとすれば、市民に公表されるのか。
6. 核抑止力の考え方として、平成16年に閣議決定された「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」に掲げてある「我が国の安全保障の基本方針」としての「核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。」とする考え方に変わりはないのか。